

「高齢者虐待対応と権利擁護支援の基本的理解」

～福祉関係者が捉えておくべき、高齢者虐待・権利擁護の基本～

社会福祉士 小 湊 純 一。

1 権利侵害の背景

- (1) 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- (2) 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- (3) 生活支援の場が密室になる。
- (4) 認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。
- (5) 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- (6) 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
- (7) 人には「相性」がある。
- (8) 後見のシステムがまだ一般化していない。

2 なぜ高齢者虐待？

- (1) 高齢者の身体障害, 認知障害
- (2) 高齢者が虐待者へ依存 (介護, 生活援助など)
- (3) 虐待者が高齢者へ依存 (特に経済的援助を受けるなど)
- (4) 虐待者の精神的障害 (薬物乱用や精神疾患の既往など)
- (5) 家族の社会的孤立

3 高齢者虐待を把握する

- (1) 家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいだいている
- (2) 説明がつかない怪我, 骨折, 火傷がある。
- (3) 放置, 暴力等の虐待を受けている。
- (4) 身体抑制を受けている。
- (5) 財産が搾取されている。

4 高齢者虐待とは

- (1) 身体的虐待

- (2) 介護放棄（ネグレクト）
- (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待
- (5) 経済的虐待

※ 消費者被害

5 通報と緊急性の判断

高齢者虐待があった場合は、市町村に通報します。

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

『緊急性の判断』

- ① 本人が保護救済を強く求めている。
- ② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効
- ③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃、顔面打撃、首締め・揺さぶり、戸外放置、溺れさせる等）
- ④ 確認できないが、上記に該当する可能性が高い。

～通報したら市町村はどうしてくれる？～

（まず、行って見て判断し、迅速に対応してくれる）

第九条 市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

（居室を確保してくれる）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査をしてくれる）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に援助要請して対応してくれる）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会を制限してくれる）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

「高齢者虐待対応と権利擁護の具体的な支援方策について」

～高齢者虐待を発見した場合の具体的な対応、地域包括支援センター等との連携、効果的な情報の収集・提供等について～

高齢者虐待予防及び虐待対応アセスメントの実際

～高齢者虐待に関するアセスメントと福祉関係者の役割～

1 高齢者虐待に関するアセスメントの目的

虐待や放置を受けている高齢者、または虐待の危険性を把握し、即時の対応が必要かどうかの状況を判断する。虐待を発見した場合にははしかるべき機関に報告する。

2 高齢者虐待を把握する項目

下記に1つ以上該当すれば、より詳細にアセスメントする必要がある。

- (1) 家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいんでいる
- (2) 説明がつかない怪我、骨折、火傷がある
- (3) 放置、暴力等の虐待を受けている
- (4) 身体抑制を受けている
- (5) 財産が搾取されている

3 高齢者虐待の定義

近年、高齢者の虐待について関心が高まっているが、問題は十分に理解されているとは言えない。多様な状態を包括する定義は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されたが、すべてを包括するものではない。高齢者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり、故意に苦痛を与えようとした場合と介護者あるいは虐待者の不十分な知識、燃え尽き、怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがある。

高齢者に対する不当な扱いは以下に分類される。

- (1) 身体的虐待
身体的苦痛や障害（性的な虐待を含む）を与える。
- (2) 心理的（精神的）虐待
ひどい精神的苦痛（恥をかかせる、おびえさせることを含む）を与える。

- (3) 放置（ネグレクト）
介護の義務の拒否や失敗（放置するのみならず、必要な食べ物や医療等のサービス、眼鏡などを与えないことを含む）。
- (4) 経済的虐待
所持金や財産の不法、または不適切な搾取または使用。

4 高齢者虐待問題の背景

虐待が起こりやすい状況は以下のとおりである。

- (1) 高齢者の身体、認知障害
- (2) 高齢者の虐待者への依存
- (3) 虐待の高齢者への依存（特に経済的援助を受けるなど）
- (4) 虐待者の精神的状況（薬物乱用や精神疾患の既往など）
- (5) 家族の社会的孤立

「新たな適応力を必要とする新たな生活様式の変化（ストレスとなる生活上の出来事）」と「暴力の既往」の2つの要因は子供や夫婦間の虐待に関連することわかっているが、高齢者の虐待との関連は今のところ明らかでない。しかし、このことはケアプランを作成するときに考慮する必要がある。

5 高齢者虐待対応の指針

- (1) 虐待の判断
 - ① 虐待や放置、搾取を判断するためには、その頻度、継続時間、激しさ、重大性、結果を把握し検討する。
 - ② 虐待を見分けるには、利用者自身の認識、つまり本人がその行動を虐待としてとらえているか、それを改めるための対応を受け入れる用意があるか、によって左右されることが多い。
 - ③ 虐待と放置をスクリーニングするには以下を確認する必要がある。
 - ア 現時点での問題は何か。
 - イ 虐待、放置、搾取の危険性があるか。
 - ウ 問題の性質として激しいか、頻回に起こるか。
 - エ 危険性の緊急度はどうか。
 - オ 介護者が虐待者となりうるか。
 - カ 家族のケアは一貫性があるか、質が高いか。
 - キ 過去に介護者が暴力をふるったり、虐待や放置、搾取しているか。介護者は本人以外の他者に暴力をふるったことがあるか。
 - ク 在宅サービス（フォーマルサービス）は信頼できるか。

- ケ 在宅サービスの機関のスタッフは、根底にある問題に対応する姿勢をとっているか。
- コ 家族は問題を改めようとする用意があるか。
- サ 虐待を行なっている者、または利用者に薬物依存はあるか。
- シ 状況は緊急を要するか。

- ④ アセスメントの目標は、以下を把握することである
 - ア 虐待、放置、搾取が起きているか。
 - イ 本人が自己の利益にそって意思を決定し、同時に自分で決定したことのもたらす影響について理解する能力があるか。
 - ウ 本人の危険性はどのようなレベルか。
 - エ 福祉、医療、裁判所による法的仲裁、保護等の緊急介入の必要性はあるか。
- ⑤ アセスメントの最初の段階は、虐待が本当にあるのかを確かめることである。介護者が善意を持っているにもかかわらず、迫害されている錯覚苦しんでいる高齢者もいる。このような高齢者は専門家による精神科的治療を受ける必要がある。

(2) 分析の方法

- ① 利用者との面接
- ② 利用者に脅迫的と受け止められない方法で面接し、虐待の訴えやアセスメント項目によって虐待を確認する。
- ③ 当初はできないかもしれないが、虐待しているかもしれない者は同席せず、本人と2人だけで話を聞くことが重要である。
- ④ 本人が不当な扱いを受けていると明確に言うことが、介入するかどうかの決め手となる。
- ⑤ 本人が訴えを取り消す場合には、訴えの妥当性を判断する。
- ⑥ 利用者の意思決定能力を見極める
 - ア 記憶障害や機能の問題があっても、自分の安全性に関して適切に意思決定することが可能である。ある一定期間ありのままの状態を観察し、高齢者の意思決定能力を評価すること。
 - イ そのうえで、現在の環境に利用者があることの危険性について判断する。危険であれば、裁判所が後見人をたてたり、精神科の措置入院を検討しなければならない場合もある。
- ⑦ 利用者の訴えや、示唆された虐待を調査する
 - ア 利用者からの訴えや虐待の可能性が観察されたら、できるだけ早く、医師、被害者の親戚、在宅サービス提供者に紹介し、面接して情報を得る。
 - イ 虐待をしていることが疑われる者との面接も、ケアの方向性を探るために有効である場合もある。介護者に面接は通常高齢者と別々に行なうことになっていると伝え、評価者と2人で面接し、介護者の善意や健康状態、能力について評価する。
 - ウ 利用者は、評価者が虐待者と2人きりで面接することを嫌がるころがある。本

人の訴えが間違っているとと言われる、仕返しされる、施設に入所させられる、家族の支えをなくす、家族問題が露呈する、といったことを恐れるためである。
エ 経済的な虐待は露骨な場合把握は難しいが、介護者が利用者に金銭を強要している場合は、同時に身体的心理的虐待も引き起こす可能性がある。

(3) ケアの方向

① 要因を取り除く

ア 虐待や放置、搾取への適切な対応は、個々のケースにより大きく異なる。
イ しばしば、ソーシャルワーカーは、家族とともに起こり得る虐待や放置に結びつく要因を取り除いて、状況を静めさせることができる。

② 介護者から利用者を引き離す

ア 訪問介護や短期入所、通所サービス、虐待をしている可能性のある、あるいは怠惰な介護者から本人を引き離す時間的余裕をつくるために導入する。

(4) ケアを決定するための意思確認

① すべての利用者に対し、以下を確認する。

ア 緊急の身体的危険にさらされているが、そうであれば、評価者は直ちに高齢者を現在の環境から移す（離す）手段をとる。
イ 利用者は介入を受け入れるか。
ウ 在宅サービスの導入や増加は、虐待の状況を改善できるか。
エ 介護者が現在の介護負担に耐えられるよう、介護者に対するカウンセリングや支援または医学的治療が必要か。
オ 利用者の訴えに根拠がないようならば、精神科的診断や治療が必要か。

(5) 再アセスメント

① 定期的な再アセスメントは、虐待の証拠が決定的でない場合も含めてすべての利用者が必要である。

(6) 緊急体制を整える

① 利用者は援助を断ることもある。断られた場合は、緊急の援助（電話番号、適切な通報・相談先）について情報を書面で知らせ、適切な相談受付と対応の体制をとる必要がある。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法に規定する老人福祉施設若しくは有料老人ホーム又は介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
 - 二 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めすることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、介護保険法項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導及び助言、通報又は届出の受理、高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 通報又は届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が通報又は届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報又は届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、通報又は届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法の指定都市及び中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が通報又は届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が通報若しくは届出を受け、又は都道府県が報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限

を適切に行使するものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2011. 03. 02. 文責：小湊 純一。

高齢者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成 年 月 日		
被 害 者		歳	男 ・ 女
加 害 者	関係：		
場 所			
虐 待 の 種 類	身体的 ・ 放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向			
今後の危険性・緊急性			
対応の方針・目標			
在宅高齢者虐待対応 専門職チームに依頼 したい内容と理由			
担 当 者	所属	職名	氏名
連 絡 先	電話	FAX	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。(土日祝日を除く)

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日10時～15時 FAX022-393-6296 (緊急TEL022-233-0296)

高齢者虐待対応アセスメントシート 記入要領

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』を読み、理解した上で整理記入すること。

また、私たちは“被害者の保護と生活支援”を最優先するのが責務です。“正義の味方”になって、加害者を懲らしめることが役割ではありません。

① 年月日

本シートを作成した年月日を書く。

② 被害者

虐待被害者の氏名、年齢、性別を書く。

③ 加害者

虐待の加害者すべての名と関係を書く。

④ 場所

自宅、施設、通所先等、虐待が行われている場所を書く。

⑤ 虐待の種類

該当する虐待の種類すべてに○をつける。

⑥ 虐待の具体的状況

確認した虐待の具体的状況を書くこと。いつからのことか、程度、頻度、本人に与えている状況等を書く。

⑦ 虐待の原因

介護疲れ、相性、障害、無知、恨み等の理由を書く。経済的、消費被害は記載不要。

⑧ 本人の意向

被害者が助けを求めているか、困っているか、悩んでいるか等を書く。認知症等により、意向が確認できなければその状況を書く。

⑨ 今後の危険性・緊急性

予測される危険性、被害拡大の恐れ、緊急性と、その判断した理由を書く。

⑩ 対応の方針・目標

危険性や被害拡大の可能性に対して、どのように解決しようとしているのか、その具体的な対応方法、時期を書く。

また、介入後に被害者がどうなってほしいのか、目標（期待される効果）を書く。

⑪ 在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼する理由

対応の適正性の確認、介入の方法のアドバイス、保護の後の対処法、会議への出席、同行訪問等、対応チームに依頼したい内容とその理由を書く。

⑫ 担当者

本シートを作成した人の所属、職名、氏名を書く。

⑬ 連絡先

確実に連絡がとれる連絡先を書く。

《緊急性の判断》

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

① 本人が保護救済を強く求めている。

② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効

③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃、顔面打撃、首締め・揺さぶり、戸外放置、溺れさせる等）

④ 確認できないが、上記に該当する可能性が高い。

地域生活を支える 地域包括支援センターへのバックアップ ～法律と福祉の専門性を活用～

高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センター。その基本役割の一つに、権利擁護（高齢者虐待の早期発見と対応、消費者被害防止の情報提供など）が掲げられています。今回は、地域包括支援センターがその機能を有効に発揮できるように支援し、高齢者虐待問題に対応しようと、仙台弁護士会と宮城県社会福祉士会で立ち上げた「高齢者虐待対応専門職チーム（高齢者虐待対応連絡協議会の運営）」の取り組みについて、事務局長の小湊純一さん（社会福祉士）にご寄稿頂きました。

高齢者虐待の実態と問題点

若くて（若くなくても）元気な人は、自分を殴ろうとする人に抵抗できるし、殴った人を自分で訴えることができます。元気な人は、自分の土地、建物、預金等の財産を自分で管理できるし、万一盗られたとしても自分で訴えることができます。元気な人は、自分で意見を人に伝えたり訴えることができます。また、周りも耳を傾けて聞いてくれます。要するに、元気な人は、当たり前前の生活を当たり前前に送ることができるというわけですね。



▲参加者多数のなか地域包括支援センター向け説明会・研修会を開催しました

しかし、歳をたくさん重ねると、どうしても様々な障害を持つ

つことが多くなります。認知症、脳梗塞と後遺症、転倒による骨折と後遺症、持病の悪化、生活不活発病などです。すると、認知症が原因で考えたり判断することのできない、脳梗塞後遺症などのために自由に活動できなかつたり暴力に抵抗できない、人の手を借りないと生活できない、介護が必要になり負い目を感じたりすることなどがあります。高齢者虐待という言い方をしますが、高齢者だからということではありません。高齢になると心身の障害を持つ確率が高くなり、それが原因で虐待を受けてしまう危険性があるということです。



▲会長 赤松寛さん



▲事務局長 小湊純一さん

込めるなどの身体的虐待、暴言、辱め・無視などの心理的虐待、介護してもらえない・ご飯を食べさせられない・病院に連れて行ってくれないなどの介護放棄（ネグレクト）、性的辱め・オムツ一つで寝かせられるなどの性的虐待、預金年金を勝手に使われる・勝手に土地等を処分されるなどの経済的虐待、不当に高額な品物を購入させられる等の消費被害等が挙げられます。そして、介護疲れが発端で身体的虐待とネグレクトと経済的虐待が同時に行われている複合的なケースや、同居家族にも複雑な問題を抱えているものもあり、対応や連携も複雑で簡単に解決できるものではありません。

「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」の立ち上げと趣旨

平成18年4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されると同時に、「地域包括支援センター」が全国の市町村に設置されました。高齢者権利擁護・虐待防止の責任を負うのは市町村ですが、直接的な役

割を担うのは「地域包括支援センター」です。しかし、地域包括支援センターを設置したからといって、始めから高齢者虐待解決の経験と対応のノウハウを持つていないはずがありません。そこでこの状況を踏まえ、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会とで協議検討の上「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置が進められたのです。

活動趣旨は、「高齢者虐待対応及び予防について、法律・福祉の専門性をもって、対応の適正性、介入方法、保護の後の対処法等の相談に応じ、アドバイス、訪問等により、地域包括支援センターが有効に機能できるように支援する」としています。

宮城県では、宮城福祉オンブズネット「エール」による権利擁護活動の実績と、活動を通して培われた法律と福祉・医療の連携ができていたという下地があります。そのため、宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、全国に先駆けて設立活動を開始することができました。

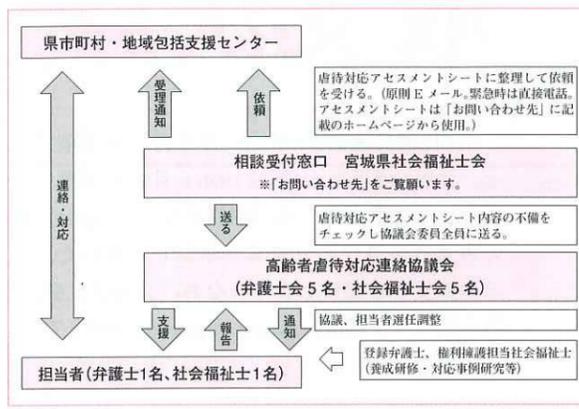
支援内容と利用の仕方

当専門職チームは、仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会により設置された「高齢者虐待対応連絡協議会」が運営しています。

●支援内容

- ① 対応の適正性の確認
- ② 介入方法のアドバイス
- ③ 地域ケア会議への出席
- ④ 同行訪問
- ⑤ 予防・救済のための活動支援
- ⑥ 関係機関団体との連携支援
- ⑦ 地域包括支援センター職員のスキルアップ支援など

●対応の流れ（利用の仕方）



●高齢者虐待対応連絡協議会メンバー

役職	氏名	職種
会長	赤松 實	弁護士
	荒 中	弁護士
事務局次長	内田 幸雄	社会福祉士
	大橋 洋介	弁護士
	小幡佳緒里	弁護士
	小野寺泰佐	社会福祉士
事務局長	小湊 純一	社会福祉士
	鈴木 宏之	社会福祉士
副会長	鈴木 守幸	社会福祉士
	村田 知彦	弁護士

（五十音順）

高齢者虐待の権利擁護と地域包括支援センターに期待される役割

地域包括支援センターは、「地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うものである」という役割があります。この仕事は社会福祉士が中心となって職員間、専門職種間、地域の関係機関等と連携を取りながら実施することになっていきます。

特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネット

【お問い合わせ先】
高齢者虐待対応連絡協議会（担当：及川由佳）
〒981-0955
仙台市青葉区三条町10-19PROP三条館 宮城県社会福祉士会内
TEL 022(233)0296
FAX 022(393)6296
E-mail: fukurou@seagreen.ocn.ne.jp
http://www2.ocn.ne.jp/~macsw/teamindex.htm

●地域包括支援センター
平成18年4月の介護保険法の改正により各市町村で設置。住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、①介護予防ケアマネジメント ②総合相談支援 ③権利擁護 ④包括的・継続的ケアマネジメントを基本業務としている。保健師（または地域ケアに経験のある看護師）、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、3つの専門職がチームとして総合的に支えている。

ワーク」を早急に構築することが必要とされています。また、権利擁護に関する役割は、成年後見制度の活用や円滑な利用、老人福祉施設等への措置、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止となっています。

高齢者権利擁護を担う地域包括支援センターを、高齢者虐待対応専門職チームが支援します。ご相談ください。

（高齢者虐待対応連絡協議会事務局長 小湊純一さん寄稿）

知らず知らずに権利侵害の事例

とある入居施設（氏名、名称はすべて仮名です。）

～その1～

登場人物：利用者佐藤さんに会いに来た安田さん（知人）と、職員A

あらすじ：認知症のある佐藤さんに、知り合いの安田さんが面会に来ました。

職員Aに、面会に来た事を告げ、佐藤さんがどちらにいるか尋ねます。

安田さん：「こんにちは。」

職員A：「こんにちは、面会ですか？」

安田さん：「はい。佐藤さんに会いに来たのですがお部屋はどちらでしょうか？」

職員A：「佐藤さまですね。さっきまでそのあたりに・・・」（と、ホールを見渡すが姿が見えない。）

職員A：「佐藤さまはその先のトイレあたりを徘徊されていると思います。」

*言葉の虐待、マニュアル、放置、理解不足

～その2～

登場人物：職員Bと認知症のある利用者日下さん

あらすじ：施設では身体拘束廃止に向けて検討中

日下さんは、アルツハイマー病があり、理解力・判断力が著しく低下してきています。さらに、嚥下性肺炎で寝込んでから足腰が弱くなり、一人で歩くことが難しくなりました。しかし、自分では歩けると思っているため、車椅子に座っていてもすぐ立ち上がろうとします。説明しても話が伝わらず、職員は、転ばないように見守りするのが大変になってきました。そんなある日のこと・・・

職員B：「日下さん危ないから立たないでください。座ってっば一、ほんとにも一い
いかげんにしてください！」（と肩を手で押さえて座らせています。）

日下さん：「何でしょう！いったい・・・」（と、ぶつぶつ言いながら、また何度も、立ち上がろうとします。）

職員B：「日下さん、日下さん！座っていてくださいと何回言えばわかるんですか！」（と、声を荒げています。）

困難事例

2010.06.28. jk.

基本情報

利用者名	H 様		性別	女	
			生年月日	年 月 日	
住所			電話番号		
受付日時		受付対応者		受付方法	
主 訴	【主訴】 息子が毎日酒を飲んで叫ぶので寝不足だ。2ヶ月で15万弱の年金で3人で暮らしていて大変だ。				
	【本人・家族の要望】 (本人) 自分が生きているうちはこの家を守りたい。息子が入院してくれればいいけど、言うことを聞かないからどうしようもない。 (家族) 長男: 自分は病気だから仕方がない。 長女・次女: 長男がしっかりしてくれれば母も楽な生活ができるのに…。年も年だから好きなように暮らしてほしい。必要なら引き取って面倒を見ても良い。				
生活状況	【現在の生活状況, 生活歴等】 S 町に10人兄弟の末っ子として生まれる。尋常小学校卒業後、実家の農業を営む。19歳で結婚し、1男2女を授かる。会社勤めをしながら本家の農業の手伝いをして生計をたてていた。元国鉄員の夫とは死別。53歳頃狭心症発症した事がきっかけで会社を退職。60歳～老人クラブ'に入会し、会長等も務め活動的に参加していた。		【家族の状況】 本人, 長男, 孫(男)の3人家族。 長女は市内在住。次女は別の町に在住。		
日常生活自立度	障害高齢者	J1	認知症高齢者	自立	
介護保険	要介護度()		要支援度(2)		
医療保険					
生活保護					
身体障害者手帳					
その他手帳等					
課題分析(アセスメント)の理由	初回 認定更新 区分変更 退院 退所 状態の著変 その他()				
特記事項					

(注)利用者個人が特定できないよう、注意して記入して下さい。

困難事例

2010.06.28.jk.

『アルコール』

(概要)

長男の本人に対する暴言が頻回で、精神的ストレスが大きい。また、本人の年金で3人が生活している状況で経済的に困窮している。

長男は会社員として仕事をしていたが、50代でリストラによる解雇がきっかけで飲酒の量が増え、酒量のコントロールが出来なくなってきた。長男の妻も仕事をしておらず全く収入がなくなり、長男夫婦の貯金や保険を解約しながら、また本人も生活費の一部を払って生活をしていたが、徐々に金銭的に困窮し家を担保にして長男夫婦は銀行等からお金を借りる。

それでも長男は飲酒を続け、暴言や暴行行為あり。その為長男の妻や孫2人(長男・次男)がうつ病を発症し治療を受けている。長男の妻は、生活態度を改めようとしぬ長男に愛想をつかし、H20年離婚。本人の年金2ヶ月15万弱で生活費を賄う生活が始まる。その後は本人・長男の2人暮らしであったが、県外に住んでいた孫(長男の長男)が帰省し3人暮らしとなる。

長男は、相変わらず毎日時間に関係なく飲酒し続け、本人に対して昼夜問わず暴言を吐く。過度の飲酒により糖尿病が悪化し、低血糖症状頻回にあり何度も救急車で病院へ搬送されている。また、「ババアを今から殺すところだ」と長男が直接警察に頻回に電話をしたり、酔って道路で寝ているところを保護されたりしている。長男の年金は2ヶ月で3万5千円あるが、全て酒代になっている。

今まで何度も行政に相談へ出向いたり、自宅へ相談員が出向いて話し合いを続けてきたが、問題解決はできない。また、本人は今でも、離婚した長男の妻や孫からお金の請求をされる事がある。本人は精神的なストレスが強く、ここ2年間で虚血性大腸炎や体調不良にて入退院をしている。

長女や次女との関係は良好で、月1～2回の行き来がある。

(思うこと)

相談を受け、今まで様々な提案や行政へ出向いて手続きや相談をしてきたが、受け入れていただくことができなかった。

良かれと思って支援してきた事が本当に良かった事なのか、今後どのように支援をしていくべきなのか不安がある。

(注)利用者個人が特定できないよう、注意して記入して下さい。

『真夏日』

家族構成：本人（Sさん）、息子さん、お姉さんの3人暮らし。

8月10日、息子さんから「近くなのでデイサービスを利用したい。」と電話があった。確認すると、要介護認定をまだ受けていないということだった。

「まずご本人にお会いしたい。」と伝え、自宅を訪問した。

築30年程の一戸建て。茶の間へ通された。気温32度の真夏なのにエアコンもなく、カーテンは擦り切れている。「お母様は？」と息子さんに問うと、「見てくださいよ。」と隣の部屋へ通された。Sさんに対する言葉は、乱暴で吐き捨てるような言い方だった。

Sさんは、上半身にバスタオルが掛けられ、下半身は紙パンツ姿で、山積みになった寝具や衣類に横たわっていた。足の裏には便が付着し、腕には2か所の痣があった。しかし、意識はあり会話も可能だが、「起きあがれない。」という。息子さんに事情を訊くと、4、5日前からご飯を食べなくなり、歩けなくなった。それ以前は、出かけることはなかったものの、普通に生活はしていたということだった。

86歳になるお姉さんが同居しており、そのお姉さんが作ったものを、Sさんも息子さんも食べている。

持病は糖尿病だけということだったが、体調の悪化は、暑さによる脱水か、糖尿病の悪化か、その他の疾患か疑われるので病院受診を勧めた。息子さんは「どこも悪くないですよ。糖尿病だけですから…。本人も病院に行かないと言っているし…。」と言う。Sさんに確認すると、やはり「病院には行かない」と言う。

息子さんに、要介護認定の申請より受診することが先だということを説明したが、「昔から何もしない人で、父が亡くなってから益々何もしなくなり、伯母がいることで余計に何もしない。」と批判的なことを言う。息子さんは、5年ほど前から（離婚を機に）同居している。

何度か繰り返し説得し、ようやく受診することになった。

息子さんに代わってが、かかりつけ医に連絡したところ、「歩けないのでは、連れてきてもらっても入院施設がないので対応できない。救急車を頼んだ方が良い。」と言われた。

初回訪問で、事情もよく分からないのに救急車を呼んで対応して良いのか不安だったため、地域包括支援センターへ連絡して事情を話し、一人での対応も不安だったので同じ法人施設の職員を呼び、救急搬送の対応をした。

要介護認定の申請は、主治医が決まらないことと、経過観察が必要であるため先送りにした。

その後、息子さんから電話があり、「高血糖、脱水症状が体調不良の原因だった。」ということだった。息子さんは、「病院から、約2週間の入院が必要と言われたが、もっと寝たきりになるので8月16日に連れて帰ってきます。」と言い張り、歩けないと生活できない家であることや、今後の介護状況等、不備なことが多いことを説明しても聞き入れてくれなかった。